

○相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>附則 （公益事業の範囲）</p> <p>2 施行令附則第四項に規定する公益を目的とする事業で財務省令で定めるものは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第六条（学校の設置者の特例）に規定する私立の幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第四条第一項（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）の規定により設置される同項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置し、運営する事業とする。</p> <p>3 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める者は、被相続人（当該被相続人の被相続人を含む。）により当該被相続人からの相続の開始の年の五年前の年の一月一日前から引き続き行われてきた前項に規定する事業を当該被相続人の死亡により承継し、かつ、当該事業に係る幼稚園等における教育又は保育（以下単に「教育」という。）の用に供するものとして相当と認められるものに専ら供するもの（以下「教育用財産」という。）であることにつき次項に定めるところにより届出がされている財産を当該被相続人からの相続又は遺贈により取得してこれを当該事業の用に供する相続人で、当該相続の開始の年以後の年も当該事業を引き続いて行うことが確実にであると認められるも</p>	<p>附則 （公益事業の範囲）</p> <p>2 施行令附則第四項に規定する公益を目的とする事業で財務省令で定めるものは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第六条（学校の設置者の特例）に規定する私立の幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置し、運営する事業とする。</p> <p>3 幼稚園経営事業を引き続き行うことが確実に認められる者） （幼稚園経営事業を引き続き行うことが確実に認められる者）</p> <p>3 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める者は、被相続人（当該被相続人の被相続人を含む。）により当該被相続人からの相続の開始の年の五年前の年の一月一日前から引き続き行われてきた前項に規定する事業を当該被相続人の死亡により承継し、かつ、当該事業に係る幼稚園における教育の用に供するものとして相当と認められるものに専ら供するもの（以下「教育用財産」という。）であることにつき次項に定めるところにより届出がされている財産を当該被相続人からの相続又は遺贈により取得してこれを当該事業の用に供する相続人で、当該相続の開始の年以後の年も当該事業を引き続いて行うことが確実にであると認められるものとする。</p>

のとす。

4 附則第二項に規定する事業を行う個人は、当該事業に係る幼稚園等における教育用財産を取得して、これを当該幼稚園等における教育の用に供した場合には、当該教育の用に供した日から四月以内に、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該個人の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 届出書を提出する者の氏名及び住所

二 当該幼稚園等の名称及び所在地

三 当該教育の用に供した教育用財産（当該届出書が最初に提出されるものである場合には、当該提出の日において当該幼稚園等における教育の用に供されている教育用財産）の明細、その用途及び所在地又は所在場所

四 その他参考となるべき事項

5 前項の届出書を提出した個人は、当該届出書に記載した教育用財産を当該個人が行う同項に規定する事業に係る幼稚園等における教育の用に供しなくなった場合には、その教育の用に供しなくなった日から四月以内に次に掲げる事項を記載した届出書を同項の税務署長に提出しなければならない。

一 届出書を提出する者の氏名及び住所

二 当該幼稚園等の名称及び所在地

三 当該教育用財産で当該幼稚園等における教育の用に供しなくなったものの明細及びその所在地又は所在場所

四 その他参考となるべき事項

6 教育用財産の届出については、前二項の規定による届出書の提出をすることに代えて、附則第四項に規定する個人が、その年以後の各年の所得税の所得税法第二条第一項第三十七号（定義）に規定する確

4 附則第二項に規定する事業を行う個人は、当該事業に係る幼稚園における教育用財産を取得して、これを当該幼稚園における教育の用に供した場合には、当該教育の用に供した日から四月以内に、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該個人の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 届出書を提出する者の氏名及び住所

二 当該幼稚園の名称及び所在地

三 当該教育の用に供した教育用財産（当該届出書が最初に提出されるものである場合には、当該提出の日において当該幼稚園における教育の用に供されている教育用財産）の明細、その用途及び所在地又は所在場所

四 その他参考となるべき事項

5 前項の届出書を提出した個人は、当該届出書に記載した教育用財産を当該個人が行う同項に規定する事業に係る幼稚園における教育の用に供しなくなった場合には、その教育の用に供しなくなった日から四月以内に次に掲げる事項を記載した届出書を同項の税務署長に提出しなければならない。

一 届出書を提出する者の氏名及び住所

二 当該幼稚園の名称及び所在地

三 当該教育用財産で当該幼稚園の教育の用に供しなくなったものの明細及びその所在地又は所在場所

四 その他参考となるべき事項

6 教育用財産の届出については、前二項の規定による届出書の提出をすることに代えて、附則第四項に規定する個人が、その年以後の各年の所得税の所得税法第二条第一項第三十七号（定義）に規定する確

定申告書（その提出期限内に提出されるものに限る。）に、次に掲げる事項を記載した書類を添付して提出することができる。

一 当該幼稚園等の名称及び所在地

二 その年十二月三十一日（その者が年の中途で死亡した場合には、その死亡の日）においてその者の行う附則第四項に規定する事業に係る幼稚園等における教育の用に供されている教育用財産の明細、その用途及び所在地又は所在場所

三 その他参考となるべき事項

（事業が適正に行われていると認められる場合）

7 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる要件の全てが満たされている場合とする。

一 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める者に該当する同項に規定する事業を行う個人及び当該個人に係る附則第三項に規定する当該事業を行っていた被相続人（当該被相続人の被相続人で当該事業を行っていたものを含むものとし、以下「事業経営者」と総称する。）が、当該被相続人に係る相続の開始の年の五年前の年以後の各年において当該事業に係る資産のうちその者の家事のために充てるものの金額は、当該事業の規模及び当該事業の使用人に対する給与の支給の状況並びに当該事業に係る幼稚園等と同種、同規模の幼稚園等を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人の代表者に対する報酬の支給の状況等に照らし、その者が当該事業から受ける報酬の額として相当であると認められる金額として次項から第十一項までに定めるところにより当該事業に係るその者の所得税の納税地の所轄税務署長の認定を受けた金額（附則第十二項において準用する附則第八項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る当該金額に關し

定申告書（その提出期限内に提出されるものに限る。）に、次に掲げる事項を記載した書類を添付して提出することができる。

一 当該幼稚園の名称及び所在地

二 その年十二月三十一日（その者が年の中途で死亡した場合には、その死亡の日）においてその者の行う附則第四項に規定する事業に係る幼稚園における教育の用に供されている教育用財産の明細、その用途及び所在地又は所在場所

三 その他参考となるべき事項

（事業が適正に行われていると認められる場合）

7 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のすべてが満たされている場合とする。

一 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める者に該当する同項に規定する事業を行う個人及び当該個人に係る附則第三項に規定する当該事業を行っていた被相続人（当該被相続人の被相続人で当該事業を行っていたものを含むものとし、以下「事業経営者」と総称する。）が、当該被相続人に係る相続の開始の年の五年前の年以後の各年において当該事業に係る資産のうちその者の家事のために充てるものの金額は、当該事業の規模及び当該事業の使用人に対する給与の支給の状況並びに当該事業に係る幼稚園と同種、同規模の幼稚園等を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人の代表者に対する報酬の支給の状況等に照らし、その者が当該事業から受ける報酬の額として相当であると認められる金額として次項から第十一項までに定めるところにより当該事業に係るその者の所得税の納税地の所轄税務署長の認定を受けた金額（附則第十二項において準用する附則第八項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る当該金額に關し、こ

、この号の規定による認定を受けたときは、当該認定に係る年以後の各年については、当該認定を受けた金額）を超えていないこと。

二 前号に規定する五年前の年以後の各年において、事業経営者の親族その他事業経営者と法第六十四条第一項に規定する特別の関係（以下「特別関係」という。）がある者で当該事業に従事するものに対して支給する給与の金額は、その労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、当該事業に従事する他の使用人が支払を受ける給料の状況並びに当該事業に係る幼稚園等と同種の幼稚園等が支給する給与の状況等に照らし、その労務の対価として相当であると認められるものであること。

三 略

8 附則第二項に規定する事業を行う個人が前項第一号の認定を受けようとする場合には、その認定を受けようとする年の三月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該個人の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 略

三 当該幼稚園等の名称及び所在地並びに当該幼稚園等の概要

四 略

の号の規定による認定を受けたときは、当該認定に係る年以後の各年については、当該認定を受けた金額）を超えていないこと。

二 前号に規定する五年前の年以後の各年において、事業経営者の親族その他事業経営者と法第六十四条第一項に規定する特別の関係（以下「特別関係」という。）がある者で当該事業に従事するものに対して支給する給与の金額は、その労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、当該事業に従事する他の使用人が支払を受ける給料の状況並びに当該事業に係る幼稚園と同種の幼稚園が支給する給与の状況等に照らし、その労務の対価として相当であると認められるものであること。

三 略

8 附則第二項に規定する事業を行う個人が前項第一号の認定を受けようとする場合には、その認定を受けようとする年の三月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該個人の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 略

三 当該幼稚園の名称及び所在地並びに当該幼稚園の概要

四 略

改正後	現行
<p>（政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等） 第十条の七の三 1～13 略</p> <p>14 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する病児保育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。</p> <p>15 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、専ら児童福祉法第六条の三第十四項に規定する連絡及び調整等の用に供する固定資産とする。</p>	<p>（政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等） 第十条の七の三 1～13 略</p>

改正後	現行
<p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）</p> <p>第十四条 略</p> <p>5 略</p> <p>三 略</p> <p>イ 土地収用法第三条第一号（専用自動車道及び路外駐車場に係る部分を除く。）、第二号から第六号まで、第七号から第八号まで（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者の鉄道事業の用、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停車場に係る部分に限る。）、第十号、第十号の二、第十一号、第十二号、第十三号（観測の用に供する施設に係る部分に限る。）、第十三号の二（日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分その他の作業の用に供する施設で既成市街地内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地内のものに係る部分に限る。）、第十五号（海上保安庁が設置する電気通信設備に係る部分に限る。）、第十五号の二（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が設置する同法第九条第一号に規定する電気通信回線設備の用に供する施設（当該施設が市外通信幹線路の中継施設以外の施設である場合には、既成市街地内にあるものに限る。）に係る部分に限る。）、第十七号（水力による発電施</p>	<p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）</p> <p>第十四条 略</p> <p>5 略</p> <p>三 略</p> <p>イ 土地収用法第三条第一号（専用自動車道及び路外駐車場に係る部分を除く。）、第二号から第六号まで、第七号から第八号まで（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者の鉄道事業の用、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停車場に係る部分に限る。）、第十号、第十号の二、第十一号、第十二号、第十三号（観測の用に供する施設に係る部分に限る。）、第十三号の二（日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分その他の作業の用に供する施設で既成市街地内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地内のものに係る部分に限る。）、第十五号（海上保安庁が設置する電気通信設備に係る部分に限る。）、第十五号の二（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が設置する同法第九条第一号に規定する電気通信回線設備の用に供する施設（当該施設が市外通信幹線路の中継施設以外の施設である場合には、既成市街地内にあるものに限る。）に係る部分に限る。）、第十七号（水力による発電施</p>

設、最大出力十キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力八キロワット以上の風力若しくは最大出力十キロワット以上の太陽光による発電施設（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者が設置するものに限る。）、最大出力五千キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設（その地域の全部若しくは一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域若しくは奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島において設置されるものに限る。）、送電施設又は使用電圧五万ボルト以上の変電施設に係る部分に限る。）、第十七号の二（高压導管又は中圧導管及びこれらと接続する整圧器に係る部分に限る。）、第十八号から第二十号まで、第二十一号（地方公共団体の設置に係る幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、国の設置に係る特別支援学校、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（イにおいて「学校法人」という。）の設置に係る幼稚園及び高等学校並びに国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所に係る部分に限る。）、第二十三号（国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第四号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第四号の二に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設

設、最大出力十キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力八キロワット以上の風力若しくは最大出力十キロワット以上の太陽光による発電施設（電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者が設置するものに限る。）、最大出力五千キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設（その地域の全部若しくは一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域若しくは奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島において設置されるものに限る。）、送電施設又は使用電圧五万ボルト以上の変電施設に係る部分に限る。）、第十七号の二（高压導管又は中圧導管及びこれらと接続する整圧器に係る部分に限る。）、第十八号から第二十号まで、第二十一号（地方公共団体の設置に係る幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、国の設置に係る特別支援学校、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（イにおいて「学校法人」という。）の設置に係る幼稚園及び高等学校、社会福祉法人の設置に係る幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第三項の認定を受けた同項に規定する幼保連携施設をいう。イにおいて同じ。）を構成する幼稚園（当該社会福祉法人の設置する保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。イにお

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介
護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する
就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援及び同条第
十五項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。)並び
に同号に規定する地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに社
会福祉法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設並びに児童福
祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十三条に規定する児
童発達支援センター、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係
る幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育
等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七
号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。イ
において同じ。)、保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定
する保育所をいう。)及び小規模保育事業の用に供する施設(同
法第六条の三十項に規定する小規模保育事業の用に供する同項
第一号に規定する施設のうち利用定員が十人以上であるものをい
う。)並びに学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園に係
る部分に限る。)、第二十五号(地方公共団体の設置に係る火葬
場に係る部分に限る。)、第二十六号(地方公共団体の設置に係
るものに限る。)、第二十七号(地方公共団体が設置する一般廃
棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設に
係る部分に限る。)、第二十七号の二(中間貯蔵施設(福島県の
区域内において汚染廃棄物等(平成二十三年三月十一日に発生し
た東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出さ
れた放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平
成二十三年法律第一百十号)第四十六条に規定する汚染廃棄物等

いて同じ。))の用に供される建物及びその付属設備と一体的に設
置されるものに限る。))並びに国又は地方公共団体の設置に係る
看護師養成所及び准看護師養成所に係る部分に限る。)、第二十
三号(国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉
法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第四号に規定す
る老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第
四号の二に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設(障
害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五
条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、
同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自
立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に
規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助
の用に供するものに限る。))並びに同号に規定する地域活動支援
センター及び福祉ホーム並びに社会福祉法第六十二条第一項に規
定する社会福祉施設並びに児童福祉法第四十三条に規定する児童
発達支援センター、地方公共団体の設置に係る保育所、社会福祉
法人の設置に係る保育所で乳児又は幼児を通じて二十人以上を入
所させるもの並びに学校法人の設置に係る幼保連携施設を構成す
る保育所のうち乳児又は幼児を通じて二十人以上を入所させる当
該保育所に係る部分に限る。)、第二十五号(地方公共団体の設
置に係る火葬場に係る部分に限る。)、第二十六号(地方公共団
体の設置に係るものに限る。)、第二十七号(地方公共団体が設
置する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物
の処理施設に係る部分に限る。)、第二十七号の二(中間貯蔵施
設(福島県の区域内において汚染廃棄物等(平成二十三年三月十
一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故

をいう。イにおいて同じ。）の処理を行うために設置される一群の施設であつて、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。）及び指定廃棄物の最終処分場（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉県）の区域内において同法第十九条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。）として環境大臣が指定するものに係る部分に限る。）、第三十一号（国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問のための施設並びに運転免許センターに係る部分に限る。）、第三十二号（都市公園法（昭和三十一年法律第七十一号）第二条第一項に規定する都市公園に係る部分に限る。）又は第三十四号（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二条第二項に規定する施設で一日につき十立方メートル以上の原水を供給する能力を有するものに限る。）の規定に該当するもの（これらのものに関する事業のために欠くことができない土地収用法第三条第三十五号に規定する施設を含む。）に関する事業に必要なものとして収用又は使用することができる資産

（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第二十三条の五の三 略

2 行令第四十条の四の三第六項第一号に規定する保育所に類するもの

により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第十号）第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。イにおいて同じ。）の処理を行うために設置される一群の施設であつて、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。）及び指定廃棄物の最終処分場（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉県の区域内において同法第十九条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。）として環境大臣が指定するものに係る部分に限る。）、第三十一号（国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問のための施設並びに運転免許センターに係る部分に限る。）、第三十二号（都市公園法（昭和三十一年法律第七十一号）第二条第一項に規定する都市公園に係る部分に限る。）又は第三十四号（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二条第二項に規定する施設で一日につき十立方メートル以上の原水を供給する能力を有するものに限る。）の規定に該当するもの（これらのものに関する事業のために欠くことができない土地収用法第三条第三十五号に規定する施設を含む。）に関する事業に必要なものとして収用又は使用することができる資産

（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第二十三条の五の三 略

2 行令第四十条の四の三第六項第一号に規定する保育所に類するもの

として財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第二項に規定する児童発達支援を行う事業に限る。）が行われる施設

二 児童福祉法第六條の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業に係る施設

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十条第一号イに規定する児童の保育に関する事業であつて市町村又は特別区が必要と認めるものが行われる施設

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める事項に該当するもの

3
3
19
略

として財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第二項に規定する児童発達支援を行う事業に限る。）が行われる施設

二 児童福祉法第三十四条の十五第一項に規定する家庭的保育事業が行われる施設

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十条第一号イに規定する児童の保育に関する事業であつて市町村又は特別区が必要と認めるものが行われる施設

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める事項に該当するもの

3
3
19
略

改正後	現行
<p>第二条 法別表第三の一の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 法別表第三の一の項の第三欄の第一号又は第二号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校又は同法第三百二十四条（専修学校）に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四年法律第二百七十号）第四条（所轄庁）に規定する所轄庁（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項（条例による事務処理の特例）の規定により同表の一の項の第一欄に規定する学校法人に係る事務を市町村（特別区を含む。以下同じ。）が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類</p> <p>二 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類</p> <p>イ 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する保育所（以下「保育所」という。）の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類</p> <p>(1) 保育所の用に供する不動産が地方自治法第二百五十二条の十 九第一項（指定都市の権能）に規定する指定都市（以下「指定</p>	<p>第二条 法別表第三の一の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 法別表第三の一の項の第三欄の第一号又は第二号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校又は同法第三百二十四条（専修学校）に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四年法律第二百七十号）第四条（所轄庁）に規定する所轄庁（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項（条例による事務処理の特例）の規定により同表の一の項の第一欄に規定する学校法人に係る事務市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類</p> <p>二 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類</p> <p>イ 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する保育所（以下この号において「保育所」という。）の用に供する不動産が地方自治法第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）に規定する中核市（以下「中核</p>

都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）に規定する中核市（以下「中核市」という。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項（指定都市等の特例）に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域外に所在する場合その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により児童福祉法第三十五条第四項（児童福祉施設の認可）の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

(2) 保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

(3) 保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

(4) 保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

ロ 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）の用に供する不動産に係る登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該

市」という。）、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項（指定都市等の権能）に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が同欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により児童福祉法第三十五条第四項（児童福祉施設の認可）の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

ロ 保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

ハ 保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ニ 保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する市町村の長の書類

三 法別表第三の一の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項（設置等の認可）の幼保連携型認定こども園の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

(2) 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

(3) 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ロ 幼保連携型認定こども園以外の法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。

）の用に供する不動産に係る登記 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を都道府県の教育委員会が処理する場合にあつては当該都道府県の教育委員会とし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該事務を市町村が処理する場合にあつては当該市町村の長とする。）の書類

第二条の八 法別表第三の五の二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 略

二 法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 保育所の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号イに定める書類

ロ 家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号ロに定める書類

2 法第三十三条の規定の適用がある場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「規定する不動産」とあるのは、「規定する不動産（法第三十三条に規定する特定保育所の用に供する建物又はその敷地を含む。）」とする。

第二条の八 別表第三の五の二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 略

二 法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に掲げる登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に規定する保育所（以下この号において「保育所」という。）の用に供する不動産が指定都市、中核市及び児童相談所設置市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が同欄の第二号に規定する不動産に該当

する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により児童福祉法第三十五条第四項（児童福祉施設の認可）の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書類

ロ 保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合
その登記に係る不動産が法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

ハ 保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合
その登記に係る不動産が法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ニ 保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合
その登記に係る不動産が法別表第三の五の二の項の第三欄の第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

三 法別表第三の五の二の項の第三欄の第三号に掲げる登記
次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記
第二条第三号イに定める書類

ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動産に係る登記
第二条第三号ロに定める書類

第三条 法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

第三条 法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法別表第三の十の項の第三欄の第一号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第二号（定義）に規定する事業（同号に規定する母子生活支援施設を営む事業を除く。）、同条第三項第二号に規定する事業（同号に規定する児童自立生活援助事業及び児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業に限る。）及び同項第四号の二に規定する事業（同号に規定する相談支援事業のうち児童福祉法第四条第二項（定義）に規定する障害児に係るものに限る。）を除く。（1）から（3）までにおいて同じ。）の用に供する不動産に係る登記（ハに掲げる登記を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) (2) (3) 略

ロ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（イに規定する社会福祉事業を除く。以下ロにおいて同じ。）の用に供する不動産に係る登記（ハに掲げる登記を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) (2) 略

ハ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（児童福祉法第五十九条の四（指定都市等の特例）の規定により児童相談所設置市が処理するものとされる事務に係るものに限る。）の用に供する不動産に係る登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

二 略

一 法別表第三の十の項の第三欄の第一号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第二号（定義）に規定する事業（同号に規定する母子生活支援施設を営む事業を除く。）、同条第三項第二号に規定する事業（同号に規定する児童自立生活援助事業及び児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業に限る。）及び同項第四号の二に規定する事業（同号に規定する相談支援事業のうち児童福祉法第四条第二項（定義）に規定する障害児に係るものに限る。）を除く。（1）から（3）までにおいて同じ。）の用に供する不動産に係る登記（ハに掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) (2) (3) 略

ロ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（イに規定する社会福祉事業を除く。以下ロにおいて同じ。）の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) (2) 略

二 略

三 法別表第三の十の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 保育所の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号イに定める書類

ロ 家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号ロに定める書類

四 法別表第三の十の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号イに定める書類

ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号ロに定める書類

第四条 法別表第三の十二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 省 略

三 法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 保育所の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号イに定める書類

ロ 家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号ロに定める書類

第四条 法別表第三の十二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 略

三 法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に規定する保育所（以下この号において「保育所」という。）の用に供する不動産が指定都市、中核市及び児童相談所設置市の区域外に所在する場合

その登記に係る不動産が同欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により児童福祉法第三十五条第四項（児童福祉施設の認可）の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長）の書

類

ロ 保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合
その登記に係る不動産が法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

ハ 保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合
その登記に係る不動産が法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ニ 保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合
その登記に係る不動産が法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

四 法別表第三の十二の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号イに定める書類

ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供する不動産に係る登記 第二条第三号ロに定める書類

附 則

(施行期日)

1 この省令は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

(登録免許税の免除を受けるための書類に関する経過措置)

2 改正後の登録免許税法施行規則第三条（第一号に係る部分に限る。

（）の規定は、この省令の施行の日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。